

生涯学習センターの使用料減免について

生涯学習センターの利用にあたり、使用団体、使用目的によって使用料の全額または一部を免除することが出来ます。

減免率	対象となる主な事業等
100%減免	○市が主催又は共催する事業等 ○市が補助をするなど公益性の高い社会教育関係団体などが行う事業等 ⇒宇都宮市 PTA 連合会、宇都宮市子ども会連合会など ○学校教育機関（幼児教育及び義務教育） ⇒幼稚園、保育園、小学校、中学校 ○学校教育機関と密接な関わりのある団体が行う教育事業等 ⇒幼稚園保護者会、小中学校 PTA など
75%減免	○宇都宮市生涯学習登録団体 ⇒本市の生涯学習を推進し、地域教育の振興に資する団体として認定され登録を完了した、社会教育、芸術・文化、レクリレーションなどの自主学習団体。 【主な要件】 ・生涯学習センターへの登録 ・会員限定ではなく、広く新会員の入会を受け付けること ・構成員の半数以上が市内に住所を有し、勤務し、又は通学している者であること ・団体の構成員が5名以上であること ・15歳以下の方が3分の2以上を占める団体は、成人の指導者等がいること ・高校生相当以上の年齢の未成年者が主な構成員となっている団体は、当該団体の活動に責任を負うことができる成人の法定代理人がいること。 など
50%減免	○国又は栃木県が主催又は共催する事業 ○国又は栃木県の関係団体が主催する社会教育に関する事業 ○学校教育機関（幼児教育及び義務教育を除く） ⇒大学、高等学校など ○学校教育機関と密接な関わりのある団体 ⇒大学保護者会、高等学校 PTA など

※詳しくは、ご利用予定の生涯学習センターまでお問い合わせください。